

## コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例（本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。）

正式名称	略 称
金融商品取引法	金商法
金融商品取引法施行令	金商法施行令
金融商品取引業等に関する内閣府令	金商業等府令
金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	定義府令

枝番	該当箇所	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>● 適格投資家向け投資運用業に係る規制緩和</b>			
<b>V-2 業務の適切性(第二種金融商品取引業)</b>			
1	V-2-3	改正案には、V-1-2 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成(第二種金融商品取引業)は含まれていないが、みなし第二種金融商品取引業についても必要な人的構成は通常第二種金融商品取引業と同様との理解でよいか。また、適格投資家向け投資運用業に関してはコンプライアンス業務の外部委託が認められているが、みなし第二種金融商品取引業についても同様にグループ会社や弁護士等への外部委託は認められるのか。	みなし第二種金融商品取引業に必要な人的構成については、御理解のとおり、第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足る人的構成を有しないという登録拒否要件に該当しないことが必要となります。また、コンプライアンスの外部委託については、適格投資家向け投資運用業者において示した基準に準じた者と認められる場合には、これを妨げるものではありません。
2	V-2-3	適格投資家向け投資運用業と第二種金融商品取引業の両方の登録をしている金融商品取引業者がみなし第二種金融商品取引業を行う場合の部門間の情報遮断等の弊害防止措置については特に規定は設けられていないが、運用担当者が自ら投資運用を行う有価証券の販売を行うことができるとの理解でよいか。	適格投資家向け投資運用業とみなし第二種金融商品取引業の双方の登録を受けている場合において、運用担当者が自ら投資運用を行う有価証券の販売を行うことは、禁止されているものではないと考えられます。なお、二以上の業務の種別に係る業務を行う場合には、弊害防止のための適切な措置が必要となり得ることに留意が必要と考えられます。
3	V-2-3 ⑤	「上記④の契約内容の履行状況を確認しているか。」とされているが、みなし第二種金融商品取引業者は、適格投資家向け投資運用業者として転売制限の実施状況を確認することとされている(VI-3-1-2(3)②イc)。ここでいう、みなし第二種金融商品取引業者としての履行状況の確認と、適格投資家向け投資運用業者としての転売制限の実施状況の確認は、異なる内容のものであるのか、同じ内容のものであるのか確認したい(すなわち、それぞれ別個独立の確認義務であるのか否か)。また、異なる内容である場合、その相違点について確認したい。	御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、本監督指針VI-3-1-2(3)②イcの記載は、適格投資家向け投資運用業者の立場として、運用財産等の実態に応じ各社が創意工夫して、転売制限の実施状況を確認することを規定しております。

## VI-2 業務の適切性(投資運用業)

### VI-2-7 適格投資家向け投資運用業に関する特に留意すべき事項

4	VI-2-7-1 (2)③	<p>適格投資家向け投資運用業者がコンプライアンス業務を外部委託する場合の外部委託先について「国内外のグループ法人」と「弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者」が挙げられているが、これは限定列举か、それとも例示列举か確認したい。</p> <p>また、「弁護士又は弁護士法人に準ずる者」に司法書士や行政書士などは含まれないとの理解でよいか。法律を専門とする学者などはどうか。</p>	<p>「国内外のグループ法人」及び「弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者」は、本監督指針を公表する時点において想定する者を限定的に列举したものです。</p> <p>また、「弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者」とは、弁護士、弁護士法人又はこれらの者に準ずるような適格投資家向け投資運用業者に対し、書面等の作成に係るものに限らず、コンプライアンス業務を適切に行える能力を有する者を想定しております。</p>
5	VI-2-7-1 (2)③	<p>「弁護士等」の中には、例えば、金融商品取引業の登録申請書(業務方法書等の添付書類を含む。)、金融商品取引業者に係る各種変更届出書(添付書類を含む。 )及び事業報告書の作成及び提出手続きの代行、並びに法令や監督指針等に基づき金融商品取引業者に整備が求められる各種社内規程やコンプライアンス・マニュアル、その他契約締結前交付書面等の書面の作成や相談等を主に取り扱う「行政書士又は行政書士法人」が含まれるとの理解でよいか。</p>	
6	VI-2-7-1 (2)③イ	<p>金融商品取引業の登録申請書(業務方法書等の添付書類を含む。)、金融商品取引業者に係る各種変更届出書(添付書類を含む。 )及び事業報告書の作成及び提出手続きの代行、並びに法令や監督指針等に基づき金融商品取引業者に整備が求められる各種社内規程やコンプライアンス・マニュアル、その他契約締結前交付書面等の書面の作成や相談等を主に取り扱う「行政書士又は行政書士法人」は、改正案における「金融商品取引業に関し法令等を遵守するために必要な指導等を適正に遂行することができる」と認められる者に該当するとの理解でよいか。</p>	
7	VI-2-7-1 (2)③	<p>「弁護士又は弁護士法人その他これに準ずる者」とされているが、「これに準ずる者」とは、どのような者を想定されているのか確認したい。例えば、弁護士資格は有しないもののグループ会社の法務部門を担当している者も含まれるとの理解でよいか。</p>	

## VI-3 諸手続(投資運用業)

### VI-3-1 登録

8	VI-3-1-2	<p>改正案上、金商法29条の4第1項第1号ニの解釈について、外国法人で国内に営業所又は事務所を有しないことをもって、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しないと判定する見解も示されていない。このことから考えて、外国法人で国内に営業所又は事務所を有しない者であっても、適格投資家向け投資運用業の登録を行うことができるとの理解でよいか。</p>	<p>金商法上、適格投資家向け投資運用業の登録を受けようとする外国法人について、国内に営業所又は事務所を設置すること自体は義務付けられておりません。</p> <p>なお、金融商品取引業の登録に当たって必要とされる人的構成要件は、その行う業務の内容、規模等に応じて異なる場合も考えられ、監督指針において、必要とされる人的構成要件を網羅的に記載していない点について、ご留意ください。</p>
9	VI-3-1-2 (2)①、②、③	<p>「1名又は2名以上」とあるが、これは「1名以上」との理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

10	VI-3-1-2 (2)①	<p>「権利者のために資産運用を行う者については、運用を行う資産に関する知識及び経験を有する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか」とあるが、この「資産運用を行う者」は必ず2名以上確保しなければならぬのか。1名確保することができれば足りぬのか。</p> <p>例えば、「資産運用を行う者」の退職や病気・事故による長期の入院等により、この「資産運用を行う者」が引き続き資産運用に係る業務を行うことができなくなった場合に、その業務や権限を一時的にこの「資産運用を行う者」と同等に代行することができる者(取締役など)が別に確保されている場合は、「資産運用を行う者」の確保は1名で足りぬのか。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業者の行おうとする業務の内容に照らして、適切に業務を行うことができるなど、「資産運用を行う者」の確保は1名でも足りる場合があるものと考えられます。</p> <p>なお、運用行為の一部を外部委託するなど、全ての運用財産を自ら運用する場合と、同質・同程度の人的構成を必要とされない場合もあるものと考えられます。</p>
11	VI-3-1-2 (2)①ロ	<p>「イに準ずる者」とは、具体的にどのような者を想定しているのか。</p>	<p>例えば、助言又は運用を行う業務に従事した期間が1年に満たない者であっても、その間の業務内容及び過去のその他の業務経験によっては、運用を行う資産に関する知識及び経験を十分に有している場合があると考えられることから、「イに準ずる者」を規定しております。</p>
12	VI-3-1-2 (2)②	<p>「独立したコンプライアンス部門(担当者)の設置については」としているが、「独立した」とはどのような意味であるのか確認したい。例えば、コンプライアンスの担当者が営業部門を兼任していなければ「独立した」といえるのか。</p>	<p>「コンプライアンス部門」が「営業部門」や「運用(執行)部門」を兼任している状況は、独立しているとはいえないものと考えられます。</p>
13	VI-3-1-2 (2)②イ	<p>「金融商品取引業に関し、少なくとも1年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者」とは、投資運用業におけるコンプライアンスに係る業務に従事していた者のみを指しているのか。それとも第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業のいずれかの業務においてコンプライアンスに係る業務に従事していた者も含まれるのか。</p>	<p>本監督指針VI-3-1-2(2)②イにある「金融商品取引業」とは、VI-1-2で規定しており、投資運用業に限るものですが、他の業務であってもロにある「イに準ずる者」に該当する場合があるものと考えられます。</p>
14	VI-3-1-2 (2)②イ	<p>「金融商品取引業に関し、少なくとも1年以上、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事していた者」における「法令等を遵守させるための指導に関する業務」とは、具体的にどのような業務を想定しているのか。</p>	<p>例えば、社内規程の作成、法令等遵守状況の確認、法令等違反に対する改善指導、法令等遵守にかかる研修の企画実施といった業務を想定しております。</p>
15	VI-3-1-2 (2)②ロ	<p>「イに準ずる者」とは、具体的にどのような者を想定しているのか。</p>	<p>例えば、投資運用業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務に従事した期間が1年に満たない者であっても、その間の業務内容及び過去のその他の業務経験によっては、法令等を遵守させるための指導に関する能力を十分に有している場合があると考えられることから、「イに準ずる者」を規定しております。</p>
16	VI-3-1-2 (2)②	<p>コンプライアンス担当者は国内居住している者である必要があるか。米国や英国など海外拠点から日本の拠点に関するコンプライアンス業務を行ってもよいか。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業者に対し、当局や当該業者への連絡体制などが構築でき、適切にコンプライアンス業務を行える態勢にあるなど、海外拠点からコンプライアンス業務を行うことも可能な場合もあるものと考えられます。</p>

17	VI-3-1-2 (2)②	<p>「独立したコンプライアンス部門(担当者)の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか(コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。)」とあるが、この「コンプライアンスを担当する者」は必ず2名以上確保しなければならないのか。1名確保することができれば足りるのか。</p> <p>例えば、「コンプライアンスを担当する者」の退職や病気・事故による長期の入院等により、この「コンプライアンスを担当する者」が引き続きコンプライアンスに係る業務を行うことができなくなった場合に、その業務や権限を一時的にこの「コンプライアンスを担当する者」と同等に代行することができる者(取締役など)が別に確保されている場合は、「コンプライアンスを担当する者」の確保は1名で足りるか。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業者の行おうとする業務の内容に照らして、適切に業務を行うことができるなど、「コンプライアンスを担当する者」の確保は1名でも足りる場合があるものと考えられます。</p>
18	VI-3-1-2 (2)②	<p>「独立したコンプライアンス部門(担当者)の設置については、コンプライアンスを担当する者として、次のいずれかに該当する者が1名又は2名以上確保されているか(コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。)」とあるが、例えば、改正案VI-2-7-1(2)に留意した上でコンプライアンス業務を外部委託する場合は、社内に「独立したコンプライアンス部門(担当者)の設置」は不要になるとの理解でよいか。コンプライアンス業務については、全て外部委託することができるとの理解でよいか。</p>	<p>当局や当該業者への連絡体制などが構築でき、適切にコンプライアンス業務を行える態勢にあるなど、コンプライアンス業務を全て外部委託することができる場合もあるものと考えられます。</p>
19	VI-3-1-2 (2)③	<p>適格投資家向け投資運用業の業務の体制整備については、外部委託が広く行われている電算システム管理等の業務が含まれている。委託先との連絡窓口となる者が社内にいれば、改正案VI-3-1-2(2)③の行おうとする業務の体制整備についても、外部委託が可能との理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりと考えられます。</p>
20	VI-3-1-2 (2)③	<p>「行おうとする業務について、VI-3-1-1(1)①へaからmまでに掲げる体制整備(運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。」とあるが、この「VI-3-1-1(1)①へaからmまでに掲げる体制整備に必要な要員」は必ず2名以上確保しなければならないのか。1名確保することができれば足りるのか。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業者の行おうとする業務の内容に照らして、業務の適確な遂行に支障がないなど、1名でも足りる場合もあるものと考えられます。</p>
21	VI-3-1-2 (2)③	<p>「行おうとする業務について、VI-3-1-1(1)①へaからmまでに掲げる体制整備(運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。」とあるが、この「運用の方針、運用財産の額その他適格投資家向け投資運用業の状況に照らして、行おうとする業務の適確な遂行に必要な要員が1名又は2名以上確保されているか。」とは、具体的にどのような業務がその対象となり得るのか。</p>	<p>行おうとする業務の内容によっては、VI-3-1-1(1)①へaからmまでに掲げる業務の全てについて体制を整備しなかったとしても、業務の適確な遂行に支障を来さない場合も考えられるため、このような記載としているものです。</p>
22	VI-3-1-2 (2)(注)	<p>「法令等の遵守が適切になされるような体制が整備されると認められる場合には、②において確保される人員と③において確保される人員が同一人となることを妨げない。」とあるが、例えば、VI-3-1-1(1)①へにある「I. 内部監査」との関係で、コンプライアンス部門(担当者)と内部監査部門(担当者)が同一人となることは問題ないか。</p>	<p>法令等の遵守が適切になされるような体制を整備しているなど、コンプライアンス部門(担当者)と内部監査部門(担当者)が同一人となることについて問題ない場合もあるものと考えられます。</p>

23	VI-3-1-2 (2) ②	<p>適格投資家向け投資運用業者に関して、VI-3-1-2(2)の②のコンプライアンス業務に関して確保される人員と③の行おうとする業務について体制整備に関して確保される人員が、同一人となることを妨げないものとされている。他方、コンプライアンス業務を外部委託することが認められている。これは、業務の体制整備についても外部委託でき、かつ、コンプライアンス業務と行おうとする業務の体制整備の両方について外部委託する場合には、その外部委託先が同一人となることも許されるという趣旨であるとの理解でよいか(特に両方の業務についてグループ内の同一法人へ外部委託するニーズは高いものと思われる)。</p>	<p>法令等の遵守が適切になされるような体制を整備しているなど、コンプライアンス業務の外部委託先とVI-3-1-1(1)①へaからmまでに掲げる業務の外部委託先が同一であっても問題ない場合もあるものと考えられます。</p>
24	VI-3-1-2 (2) ②	<p>コンプライアンス業務と行おうとする業務の体制整備の両方について外部委託する場合、取締役1名及び監査役1名に加えて、運用担当者1名とコンプライアンス及び体制整備担当者1名(委託先の連絡窓口となる者。なお、具体的業務については全面的に外部委託を行う)で、適格投資家向け投資運用業者として登録可能との理解でよいか。</p>	<p>適格投資家向け投資運用業者の行おうとする業務の内容に照らして、適切に業務を行える体制を備えていれば、御理解のとおりと考えられます。</p>
25	VI-3-1-2 (3) ①	<p>「全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する」とあるが、具体的にはどのような措置を講じることが求められるのか。</p> <p>株価や為替レートの急激な変動により、予想外に200億円を超える場面が生じることが考えられる。例えば、募集は195億円で打ち切ったとしても、その後、運用実績が好調で運用財産の総額が201億円に近づいたとした場合、適格投資家向け投資運用業を維持するためには、既存顧客との契約を解約しなければならないのか。そのリスクを避けるために、バッファーを設け、不当に小さい金額で受託を止めなければならないとすると、制度導入の趣旨を大きく損ない、その方向性に矛盾するように思われる。</p>	<p>全ての運用財産の総額の上限額は、投資運用業の実態及び我が国の資本市場に与える影響等を勘案して、「200億円」と定めることとしております。(金商法第29条の5第1項第2号、金商法施行令第15条の10の3)</p> <p>適格投資家向け投資運用業として、運用財産総額の上限が法令で定められている以上、これを超えないよう適切な業務運営を行っていただく必要があるものと考えられます。</p> <p>運用財産総額が上限を超えることとならないための具体的な措置については、各社において運用財産の種類、内容、運用形態に応じて講じるべきものと考えられます。</p>
26	VI-3-1-2 (3) ①	<p>意図的ではなく、予想外に200億円を超えてしまうような場合について、一定の移行猶予期間を設けるべきではないか。そうでないと業規制違反者をいわずらに増やすことになってしまうおそれがあると思われる。</p> <p>例えば、一時的にではなく継続して一定期間(例えば3ヶ月)運用財産の総額が200億円を超えた場合には是正措置を講ずべきものとし、その後6ヶ月以内に対象顧客の限定のない通常の投資運用業登録をするか、顧客との契約の解約を行うべきものとしてはどうか。</p>	

27	VI-3-1-2 (3)①	<p>「適格投資家向け投資運用業者について、全ての運用財産の総額が、金商法施行令第15条の10の3に規定する金額を超えることとならないような措置を講じているかを確認する。」とあるが、これはいかなる措置を想定しているのか。例えば、運用資産の運用成績が好調で、運用資産が200億円を超えた場合、運用資産を一部解約する場合と全部解約をする措置が考えられるが、それぞれ以下の問題が生じるものと思われる。</p> <p>①運用資産の一部の解約:この場合、解約された一部の投資家にのみ不利益が生じることになり、投資家間に不利益が生じることになるが、かかる取り扱いに問題はないか。</p> <p>②運用資産の全部の解約:この場合、あるファンドの運用が好調であったことにより全運用資産の総額が200億円を超えたような場合に、運用資産を全部解約することとなると、当該好調なファンドの投資家は、成績が好調であるにもかかわらず投資契約を解約され、また、他のファンドの運用成績が不良である場合に、当該ファンドの投資家は不利益なタイミングで投資契約を解約されることになる。</p> <p>これらの解約は投資家の意思や事情に関わりなく、当該運用業者の運用する全ファンドの合計運用資産額が200億円を突破したという事実のみにより行われ、場合によっては投資家に損害を生じさせる恐れがあるが、かかる措置も運用財産総額要件を充足するためにはやむをえないとして許容されるとの理解でよいか。</p>	
28	VI-3-1-2 (3)	<p>運用財産の総額を、日々変動する時価ベースで把握するとした場合、上限である200億円の管理が困難になることから、上限200億円の管理に係る監督・検査上の一定の指針を示してほしい。</p>	<p>例えば、運用財産額に関し、アラームポイントの設定や日々のモニタリングなどにより管理することが考えられます。いずれにしても、各社において運用財産の種類、内容、運用形態が異なることから、運用財産の上限額の管理に関して一律に基準を示すことは適当ではなく、各業者の運用財産等の実態に応じて講じるべきものと考えられます。</p>
29	VI-3-1-2 (3)②イC	<p>「権利者の属性や転売制限の実施状況を継続的に確認すること(これに違反していることが判明した場合の事後対応を含む。)」としているが、「事後対応」とは、どのような対応を想定しているか確認したい。投資家との間の投資一任契約等を強制解約する等の対処が必要なのか。</p>	<p>「事後対応」としては、例えば、適格投資家以外の者から適格投資家に有価証券を転売させること、適格投資家以外の者との投資一任契約を解約すること、一般の投資運用業(適格投資家向け投資運用業に該当しない投資運用業)を行うための変更登録を受けること等が考えられます。</p>
30	VI-3-1-2 (3)②	<p>適格投資家向け投資運用業者は、金商業等府令123条13号の2により、投資主又は投資主になろうとする者の属性の確認及び投資者の有価証券の売買その他の取引の動向の把握その他の方法により適格投資家以外のものが投資主になることを防止するための必要かつ適切な措置を講じなければならないと理解している。具体的には、どのような方法をとればよいのか。</p>	<p>例えば、本監督指針VI-3-1-2(3)②イからホまでに掲げる措置を講じること等が考えられます。</p>

● 投資助言・代理業の登録拒否事由の拡充

Ⅶ-3 諸手続(投資助言・代理業)

Ⅶ-3-1 登録

31	Ⅶ-3-1 (1)(注)	「審査にあたっては、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、求められる人的構成の水準が異なり得ることに留意するものとする。」とあるが、これは投資助言・代理業者が提出する「業務方法書」の内容及び方法に基づいて、例えば、不動産証券化に係る投資助言業務(AM業務)を行う投資助言・代理業者と株式や債券等のいわゆる有価証券投資に係る投資助言業務(証券投資顧問業)を行う投資助言・代理業者とでは、求められる人的構成の水準や内容が異なるとの理解でよいか。	基本的に御理解のとおりと考えられます。
32	Ⅶ-3-1 (1)①	「その行う業務に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況」とあるが、十分な知識及び経験に関しては、金融商品取引業の実務経験や保有資格等を勘案して登録審査を行うと解してよいか。 この場合、金融商品取引業の実務経験について、経験期間の基準があるか。 また、保有資格の場合は、投資助言・代理業の登録申請に当たって、例えば不動産信託受益権に係る業務に限定した場合には、一般不動産投資顧問業の登録を受けた者や、不動産コンサルティング技能登録者、ビル経営管理士、及び不動産証券化協会認定マスター等の資格を有する者に関しては、十分な知識及び経験を有する者と言えるか。	投資助言・代理業を行う場合の人的構成の適確性の審査に当たっては、その行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しながら、金融商品取引業の実務経験や御質問において例示されたような資格の保有状況等を踏まえ、個別事例ごとの判断が必要になるものと考えられます。 なお、例示されたケースにおける資格保有者は、基本的に知識を有する者に該当するものと考えられます。
33	Ⅶ-3-1 (1)①ハ	「有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。」とあるが、ここでいう「有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験」とは、具体的にそれぞれどのようなものを想定しているのか。例えば、「知識」については、不動産証券化に係る投資助言業務(AM業務)においては「宅地建物取引主任者登録」を行っていることや、株式や債券等のいわゆる有価証券投資に係る投資助言業務(証券投資顧問業)においては「一種・二種証券外務員」や「証券アナリスト」などの資格保有者であることなど。	
34	Ⅶ-3-1 (1)①ハ	「有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。」とあるが、ここでいう「有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者」とは、金商業等府令第6条第2項に規定する「投資判断を行う者」と同じ者を指しているとの理解でよいか。	「有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者」は、金商法第2条第8項第11号に掲げる行為を業として行う金融商品取引業者を指し、「有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者」は、当該金融商品取引業者における業務を実際に行う個人を指しています。このため「有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者」と、金商業等府令第6条第2項に規定する「投資判断を行う者」とは異なるものです。

35	VII-3-1 (1)①ハ	「有価証券の価値等又は金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の助言を行う者として、有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者が確保されていること。」とあるが、「有価証券や金融商品の価値等に関する知識及び経験を有する者」であって、「投資助言行為」の「実務経験」があることは必ずしも求められていないとの理解でよいか。	投資助言・代理業を行う場合の人的構成の適確性については、その行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しながら判断されるべきものと考えられます。 御質問において例示された経験については、人的構成の適確性を審査する際の考慮要素にはなり得ますが、これのみをもって一律に人的構成が不適確であると判断されるものではなく、個別事例ごとの判断が必要になるものと考えられます。
36	VII-3-1 (1)	改正案VII-3-1(1)に関し、金商法第29条の4第1項第1号二に規定する金融商品取引業(投資助言・代理業)を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者であるか否かの審査に際しては、営業とコンプライアンスの双方を担当する知識・能力を有する担当者が存在し、かつ予想される業務量に照らしても当該担当者が営業とコンプライアンスに係る業務の双方をこなすことが十分可能であることを前提とした場合でも、常に営業担当者とコンプライアンス担当者が別人物であることが要求されるのか。	助言業務や営業の担当者とコンプライアンス担当者が同一人となることのみをもって一律に人的構成が不適確であると判断されるものではなく、個別事例ごとの判断が必要になるものと考えられます。
37	VII-3-1 (1)①ホ	「コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。」とあるが、この「コンプライアンス担当者」は、例えば、投資運用業や第二種金融商品取引業のように助言業務部門や営業部門とは独立して設置することまでは求められていないとの理解でよいか。	
38	VII-3-1 (1)①ロ、ホ	投資助言・代理業の登録に必要な人的構成として、(1)常務に従事する役員がコンプライアンスに関する十分な知識経験を有すること及び(2)コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていることが求められているが、必要な知識経験を有する常勤の役員がコンプライアンス担当者を兼務することは可能か。	コンプライアンスに関する必要な知識及び経験を有する常務に従事する役員とコンプライアンス担当者が同一人となることのみをもって一律に人的構成が不適確であると判断されるものではなく、個別事例ごとの判断が必要になるものと考えられます。
39	VII-3-1 (1)①ホ	投資助言・代理業者においても適格投資家向け投資運用業と同様の方法でコンプライアンスを弁護士等に外部委託することは可能か。適格投資家向け投資運用業において外部委託が認められていることとの均衡から、少なくとも対象顧客を適格投資家に限定することとし、適格投資家以外の投資家を顧客としないことを登録申請書類等に記載した投資助言・代理業者についてはコンプライアンスの外部委託を認めるのが適切でないかと考える。	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、当局や当該業者への連絡体制などが構築できる場合等には、必ずしも顧客が適格投資家である場合に限らず、コンプライアンス業務を外部委託することが認められる場合もあるものと考えられます。

40	VII-3-1 (1)①ホ	<p>改正案では、投資顧問業者の登録要件として人的構成要件が追加されたことを踏まえて、その体制審査にあたっては、コンプライアンス担当者が確保されていることが明示されている。しかしながら、コンプライアンス担当者については、その業者の業容や規模によっては専担者を配置することが難しい場合もあり、また、コンプライアンス担当者が他の業務を兼務するよりはコンプライアンス業務を外部委託して行うこととした方が、よりコンプライアンス態勢の充実・強化が可能となる場合もある。そこで、投資顧問業者と同様の登録要件が課せられているプロ向け投資運用業と同等にコンプライアンス業務を外部委託することが可能であることを明示する規定を置くとともに、この①ホを以下のように改めるべきであるとする。</p> <p>なお、第二種金融商品取引業の体制審査にあっても、上記と同様の考え方にに基づき、コンプライアンス業務を外部委託することが可能であることを明示する規定を置くべきであるとする。</p> <p>「ホ.コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること(コンプライアンス業務を外部委託する場合を除く。)」</p>	<p>コンプライアンス業務を外部委託することの適否については、個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものであり一律に規定することは適当でないと考えられますが、当局や当該業者への連絡体制などが構築できる場合等には、外部委託が認められる場合もあるものと考えられます。</p>
41	VII-3-1 (1)①ホ	<p>「コンプライアンス担当者として知識及び経験を有する者が確保されていること。」とあるが、ここでいう「コンプライアンス担当者として知識及び経験」とは、具体的にそれぞれどのようなものを想定しているのか。業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法により、この「知識及び経験」の内容は異なるのか。</p>	<p>コンプライアンス担当者が有すべき知識及び経験については、その行おうとする業務の内容や登録申請者ごとの個別の事情も勘案しながら判断されるべきものであり、具体的に例示列記することは困難と考えられます。</p>
42	VII-3-1 (1)①へi	<p>「i. 内部監査」とあるが、例えば、業務の内容及び方法を記載した書類に記載された業務の内容及び方法又は金融商品取引業者の人員構成・役職員数によっては、コンプライアンス部門(担当者)と内部監査部門(担当者)が同一人となることは問題ないか。</p>	<p>コンプライアンス担当者と内部監査担当者が同一人となることのみをもって一律に人的構成が不適確であると判断されるものではなく、個別事例ごとの判断が必要になるものと考えられます。</p>
<p><b>● 適格機関投資家等特例業者に対する監督</b></p>			
<p><b>IX-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</b></p>			
<p><b>IX-1-2 実態把握</b></p>			
43	IX-1-2 (2)①	<p>「金商法上必要とされる手続を行わずに組成した投資事業有限責任組合」とあるが、投資事業有限責任組合は基本的に投資事業有限責任組合法によって組成されることとなる。ここでいう「金商法上必要とされる手続」とは、適格機関投資家等特例業務の届出のことを想定しているのか。</p>	<p>御指摘の手続きによって私募又は運用が行われる場合のほか、金融商品取引業者によって募集若しくは募集の取扱い、私募若しくは私募の取扱い又は運用が行われる場合が考えられます。</p>
44	IX-1-2 (2)②	<p>従前の金融庁のパブリックコメント回答においては、適格機関投資家による出資額の大小は基本的に問われないとの回答があり、また実務上も、例えば他の投資家が100口、適格機関投資家が0.1口保有することで適格機関投資家等特例業務に該当するファンドとすることは行われているものと認識している。</p> <p>ここで改正案にある「ほとんど実態のない業務に対する対価として報酬を受け取ること等によって」という記載は上記の実務に対するものではなく、①適格機関投資家がファンド運営者から報酬を受け取っており、②当該報酬が実体の無い業務の対価であるような事例、を主として念頭においているものとの理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおり、①適格機関投資家がファンド運営者から報酬を受け取っており、②当該報酬が実体の無い業務の対価であるような事例を主として念頭においていたものです。</p>

● 適格機関投資家等特例業務を行う場合の届出事項の追加

Ⅸ-2 諸手続

Ⅸ-2-1 届出事項の確認

45	Ⅸ-2-1 (1)	<p>適格機関投資家等特例業務の開始に際して金商法第63条第2項の規定に基づく届出を行う時点で、該当する適格機関投資家がない場合（例えば、予定している適格機関投資家はいるが、正式な契約締結に至っていない場合など）は、空欄又は「未定」として届出を行った上で、該当する適格機関投資家が現れた場合に、遅滞なく変更の届出を行う（金商法第63条第3項）ことでよいか。</p>	<p>「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」が未定の場合は、「空欄」ではなく「未定」と記載し、確定した段階で、遅滞なく、変更の届出を提出することになります。</p>
46	Ⅸ-2-1 (1)④	<p>「届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家として実在するものであるか（実在が確認できない場合には、当該適格機関投資家に係る登記事項証明書又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。）」とあるが、例えば、当該適格機関投資家から実際に出資を受けていることを確認するために、匿名組合契約書などの出資を証する書面の写しの提示を求めることはあるのか。</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、Ⅸ-2-1(1)④は、適格機関投資家の実在性に係る着眼点を示したものであり、その適格機関投資家が実際に出資しているかどうかを確認することを念頭においたものではありません。          なお、監督上の対応として、適格機関投資家から実際に出資を受けているかどうかを確認することが必要な場合において、例えば匿名組合契約書などの出資を証する書面の写しの提示を求めることもあると考えられます。</p>
47	Ⅸ-2-1 (1)⑥	<p>「主たる営業所が、いわゆるバーチャルオフィスとなっていないか（届け出られた主たる営業所以外の場所で、主たる業務を行っていることが想定される場合には、ヒアリングや関係資料の徴求などにより、実態把握に努めるものとする。）」とあるが、ケイマン籍ファンドでは本店が法律事務所等になっている場合がほとんどだと思われる。このような場合、バーチャルオフィスに該当しないと考えてもよいか。</p>	<p>御質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、本店と主たる営業所又は事務所が異なる場合は、本店ではなく主たる営業所又は事務所を届出書に記載する必要があります。</p>
48	Ⅸ-2-1 (1)⑦	<p>「適格機関投資家の商号、名称又は氏名」が未定となっている場合については所要の対応を行う旨の記載がなされているが、金商業等府令及び別紙様式の改正案では、出資対象事業持分の名称についても未定の場合がありうるようになっていようと思われる。こうした金商業等府令との整合性からすれば、出資対象事業持分の名称が未定の場合にも、当然所要の対応が行われるのではないかと考えられるが、そうした理解でよいか。</p>	<p>御理解のとおりです。御意見を踏まえ、出資対象事業持分の名称が未定の場合にも、所要の対応を行うことを明確化するために規定を修正いたします。</p>